

行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号）第 13 条及び 29 条から 31 条の規定により弁明の機会を付与するため、第 31 条の規定により準用する第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示します。

なお、この不利益処分にかかる通知書は、一宮市市民健康部保険年金課国民健康保険給付グループで保管しており、申出により該当者に交付します。

令和 8 年 6 月 3 日

一宮市長 中野 正康

- 1 対象者
別紙のとおり
- 2 弁明書の提出先
一宮市保険年金課
- 3 弁明書の提出期限
令和 8 年 7 月 1 日（水）

納税義務者	記号番号	発送日	返戻日
常川 佳博	3040952	R8.5.19	R8.5.25
岡崎 稜	3248379	R8.5.19	R8.5.27
石田 一喜	3255985	R8.5.19	R8.5.28
中原 大樹	3265331	R8.5.19	R8.5.25
ISHIY MARTA PAULO HENRIQUE	3267571	R8.5.19	R8.5.26
下地 博之	3274074	R8.5.19	R8.5.25
新井 唯文	3277654	R8.5.19	R8.6.1
稲垣 遥	3282174	R8.5.19	R8.5.25
亀山 聖矢	3285713	R8.5.19	R8.5.27
MOHAMMADHU AMEER MOHAMED AASHIF	3288586	R8.5.19	R8.5.25
LERON CHRISTOPHER JEON	3291071	R8.5.19	R8.5.25
黒田 孝志	3291549	R8.5.19	R8.5.26